

# 社説

## 第三者機関設置のために

水俣病補償問題解決のため  
の第三者あつせん機関設置に  
関する確約書のことについて

は、昨日付け本紙「新生面」でふれられていたが、重ねて書いておきたい。

問題の確約書というのは、厚生省が、「補償問題解決のための第三者あつせん機関を設置するに当たって、①専門委員の人選を二任すること、②そして設置されたあつせん機関が出した結論に対しては異議なく従う」ということを、前もって約束する確約書を出してもらいたい」というものである。

それに対して、チッソ側はすでに確約書を出したが、水俣病患者家庭互助会の方では、「あつせん機関が出した結論に異議なく従う」という確約をするということには不安である」というので、確約書は出さずに、「委員の人選については一任する。委員がよく現地実情を十分調査し、当事者双方の事情もよく聞き、双方の意見を調整しながらあつせんすることをお願い」

という「あつせん依頼書」を出すことに決めた。その意向を電話で厚生省に伝えた。それに対する厚生省側の意見は――  
「政府が第三者機関をつくって問題を解決しようとするからには、実情の調査や双方の事情、意見を尊重することはいうまでもない。その政府を信頼して確約書を出してもらわないと困る」  
ということであつて、互助会側では近日中に總會を開いて対策を協議する、という段階である。

すでに出した、ということさえ、結論はチッソ側に有利に出るとチッソ側が判断しているのではないか、という疑心からくる不安もあるであらう。

### 困難な委員の人選

ところで、第三者機関の設置ということが、どういふ段階でできるだろうか、ということを考えてみたい。

それはまず委員の人選である。いうまでもなく、この補償額の決定ということはいろいろな困難をかかえている。至難のわざ、とさえそれはいえる。その事に当たり、双方の納得をうる結論を出す、というためには、委員となる人は相当な決意を必要とし、覚悟を必要とする。もし、そうした決意と覚悟のうえに、おそろくは超人的な精力と努力を積み上げて出した結論が、それに従われぬ場合もありうる、ということであるなら、だれも委員になろうというものはないであらうと思われ

る。この人なら、という人はそう多くはあるまいのに、その人たちが委員就任を断わられるとすれば、第三者機関の設置ということ

は不可能であらう。

もし、結論に従われぬ場合もありうる、ということを受け初めから予想に入れて委員就任を引き受けた、となれば、補償額算定の作業そのものがお座なりになり、結果としては、解決は不可能となるであらうし、そういう結果を予想して委員就任を引き受ける人は、最初から適任者ではないということになるはずである。

第三者機関の設置には、確約書が不可欠の条件である、ということになると言わなくてはなるまい。

### 天下りはあり得ぬ

困難な委員の人選を厚生省に一任する以上、その人たちによって成立した機関の作業にもまた信頼するはかばかあるまい。厚生省もまた、人選を一任されたからには、その信頼にこたえる適任者の人選に万全を期するであらうことは疑わなくていい。そして、選ばれた人たちが、委員就任を引き受けるさいの決意と覚悟のうえに信頼にこたえるための努力を惜しもうとは思われない。現地実情の調査、双方の事情の聴取、双方の意見の十分周到な調整、などということはいやしくもあつ

て、当然なことである。

本紙の報道（昨紙）によると、互助会内部にも「双方からの意見を聞きながらさらに検討を加えて最終結論に煮詰めていくだけの努力をしてほしい。その努力があつての結論であれば多少不服でも従う用意がある」という声が強くなった、とあるが、そういう努力がなされることは信じていい。またすでに双方というものがあつてのあつせんである以上、多少の不服が双方に生じということも避け得ないのがあつせんの常である。

すでに水俣病補償問題は天下注視の問題である。すべての経過、過程が報道せられ批判せられる。一方的、な「天下り」的結論が、第三者機関の手で出されるというようなことはあり得ない。

よりすみやかに問題が解決されるためには、よりすみやかに第三者機関が設置せられねばならない。そのために、われわれは「確約書」がよりすみやかに提出せられることを、重ねて希望したい。